

政 策 提 言

提言 1 健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた
対策の推進

提言 2 県民のいのちと暮らしを守る防災減災・県土
強靭化対策の推進

提言 3 交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた
産業振興対策の推進

令和 2 年 3 月 17 日

山 形 県 議 会

目 次

提言にあたって	1
---------	---

提言 1 健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた対策の推進

(子ども育成・若者定着支援対策)

(1) 子どもの健全育成に向けた対策の推進	2
(2) 若者が活躍できる環境の整備	6

提言 2 県民のいのちと暮らしを守る防災減災・県土強靭化対策の推進

(防災減災・県土強靭化対策)

(1) 頻発化・激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策の推進	11
(2) 重層的な交通ネットワークの形成	14
(3) 県民のいのちと暮らしを守る施策の推進	16

提言 3 交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた産業振興対策の推進

(産業振興・人材活用対策)

(1) 商工業及び農林水産業をはじめとする産業振興の推進	19
(2) 交流人口拡大に向けた取組みの推進	21
(3) 産業人材の育成と確保に関する取組みの推進	24

※ ()は、所管した特別委員会

提言にあたって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思を決定する議事機関としての機能、県政の監視及び評価に加え、県民の多様な意思を踏まえ、県勢発展に資するため、議会政策提言を実施している。

今年度は、「令和」という新たな元号と、県づくりの新たな指針となる「第4次山形県総合発展計画」の策定という大きな転換点にあって、本県が将来にわたり活力を維持し成長し続けられるよう、喫緊の県政課題に着目し、「健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた対策の推進」、「県民の生命を守り持続的な成長を実現する県土強靭化・安全安心対策の推進」、「交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた産業振興対策の推進」の3つの政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめにあたっては、「子ども育成・若者定着支援対策」、「防災減災・県土強靭化対策」、「産業振興・人材活用対策」の3つの特別委員会において、外部の専門的知見を活用した研修会の開催や、先進事例の調査、委員間討議を積極的に行いながら、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和2年3月17日

山形県議会議長 金澤 忠一

提言1 健やかな子どもの成長と若者の活躍に向けた対策の推進

(子ども育成・若者定着支援対策)

(1) 子どもの健全育成に向けた対策の推進

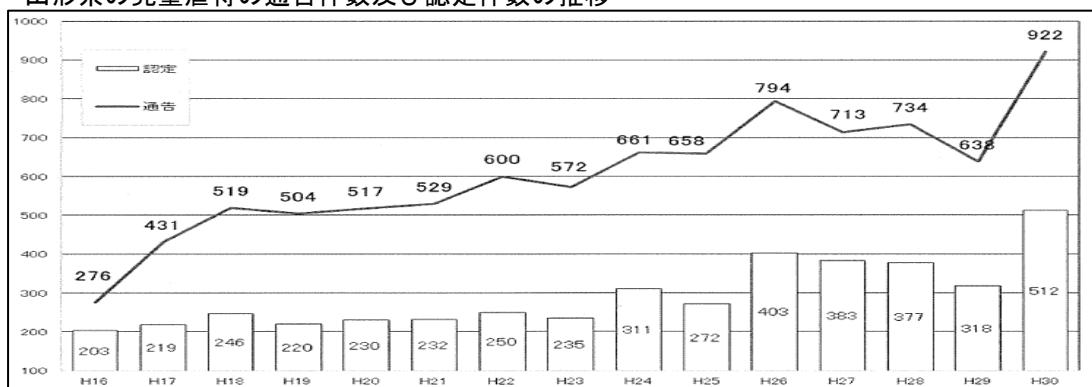
<提言>

- ① 児童虐待防止対策については、市町村や警察との連携を強化し、児童福祉司の増員及びその職務遂行能力の向上を図るため、スーパーバイザーを増員するとともに、退職警察官や退職教員の活用により児童相談所の体制の強化を図ること。
- ② 発達障がいのある子どもには、幼児期に早期発見する機会を作り早期に療育に結び付けることが重要であることから、5歳児健診の必要性の検討や、診療までの待機期間が長期化しているため診療に対応できる医療機関を確保するなど、相談・支援体制の充実を図ること。
- ③ 保育士不足を解消するためには、保育士の待遇改善や保育所等の業務改善が重要であることから、住宅補助や修学資金等の貸付けの更なる充実、保育所等のICT化の推進を図ること。
- ④ 代替教員不足により児童・生徒の教育に影響が出ることを避けるため、登録制度の充実や、退職教員への働きかけの強化及び教員免許更新時の支援等により、代替教員の確保を図ること。また、適切な正規教員の確保に努め、教員が児童・生徒に向き合える時間の確保に向けて、統合型校務支援システムの導入や部活動の教員負担の軽減等を図ること。

<現状>

- 県内における児童虐待と認定された件数は、平成16年度以降200件を超える件数で推移しており、30年度は、東京都目黒区や千葉県野田市で起きた虐待死事件の報道等を通じた県民の児童虐待に対する関心の高まりにより、通告件数が922件（前年比44.5%増）、認定件数が512件（前年比61.0%増）と大幅に増加し過去最高となっている。

山形県の児童虐待の通告件数及び認定件数の推移



※ 通告件数：虐待の疑いも含む通告を受けた件数
※ 認定件数：調査の結果、虐待と認定された件数

出典：県子育て推進部作成資料

- 平成 30 年 12 月に策定された国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により業務量を踏まえ、児童福祉司の人口当たり配置標準が、児童相談所の管轄区域人口 4 万人に対し 1 人から 3 万人に対し 1 人に見直され、県の児童福祉司の数は現在の 29 人から令和 4 年度までに計画的に増員となる見込みである。
- 虐待されている児童や支援を要する児童等の早期発見、早期対応について、平成 24 年に知事、教育長、県警本部長との間で「児童虐待の早期発見及び被害児童の安全確保に向けた連携に関する覚書」を締結し、各機関が相互連携・連絡を図りながら対応するとともに、30 年 7 月に厚生労働省及び警察庁から「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」が各都道府県の児童福祉所管部署、警察本部に発出されたことを受け、情報共有する基準を明確にした合意書を県子育て推進部と県警察本部生活安全部とで取り交わしている。
- 本県の発達障がい者支援センターにおける平成 29 年度の相談件数は 1,696 件と 25 年度と比較して 182 件、12.0% の増加となっている。また、29 年度の未就学児の初診予約数は 339 人と 25 年度と比較して 110 人、48.0% の増加となっている。

県立こども医療療育センターに設置している発達障がい者支援センターでの相談件数

	平成25年度	平成29年度	増減数	増減率
延件数	1,514件	1,696件	182件	12.0%

県立こども医療療育センターにおける発達障がい初診予約数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
未就学児	229人	276人	264人	267人	339人
就学児	73人	73人	79人	97人	84人
計	302人	349人	343人	364人	423人

出典：県健康福祉部「第5次山形県障がい者計画」

- 鳥取県、栃木県のそれぞれ約 1,000 人に 5 歳児健診を行った国の軽度発達障害児に関する調査によると、軽度発達障がい児の出現頻度は 9.3% と 8.2% であったが、その半数以上が 3 歳児健診では何ら発達上の問題が指摘されていなかった。
- 県内の法定健診（1 歳 6 か月及び 3 歳）以外の乳幼児健診の実施状況は、3 ~ 5 か月健診は全市町村、6 ~ 12 か月健診は 22 市町村、5 歳児健診は 8 町村となっている。

- 県内保育所等の入所状況は、保育所や認定こども園等の整備により、平成31年4月1日現在で26,222人と、前年比633人増となった。一方、待機児童数は、3歳未満児を中心とした利用申込みが増加し受け入れ枠を上回ることになったことなどから、山形市、山辺町及び米沢市において計45人となった。

保育所等利用児童数及び待機児童数の推移								各年4月1日現在
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
利用児童数	21,160	21,319	22,623	23,771	24,986	25,589	26,222	
うち0～2歳児	7,940	8,148	8,908	9,617	10,184	10,619	10,818	
待機児童数	77	0	0	0	67	46	45	
うち0～2歳児	67	0	0	0	67	43	43	

※利用児童数：特定教育・保育施設及び地域型保育施設の利用児童数

出典：県子育て推進部作成資料

- 保育士確保の取組みについては、これまで保育を学ぶ学生を対象とした修学資金の貸付けや、潜在保育士が県内の保育所等に再就職する際に必要な費用の貸付けを行ってきた。また、平成30年度からは、保育士の再就職を促す短時間勤務でのトライアル雇用や離職防止に向けた専門家派遣事業を、令和元年度からは、県外学生を対象にしたガイダンスの実施や再就職促進のための県内保育士養成校卒業生への情報提供などの取組みを行っている。

- 県では、保育士確保を図るため、待機児童が発生した市町村に、宿舎借上げに係る事業者負担の一部を補助している。

また、文部科学省及び厚生労働省では、保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等に係る業務のICT化について導入費用の一部を補助している。

- 育児休業取得者数の増加等により、県内の公立小・中・高等学校等の代替講師数は、概ね230人程度で推移している。また、体育、美術等の教員数が少ない科目を中心に代替教員の不足が生じている。

- 全国の公立小・中学校教員の退職者数は、平成30年度をピークに減少する見込みだが、依然として2万人を超える退職者数が見込まれる。県内の公立小・中学校等教員の退職者数は、平成30年度で約300人となっており、数年後まで同程度の退職者数が見込まれる。

- 県教育委員会は、教員の多忙化に対応し、学校教育の質の向上を図るため、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン」を策定し、4年度までの重点期間中に10本の柱に沿った改革を推進しながら、教員負担の軽減等を図ることとしている。

<課題>

- 児童虐待の通告件数、認知件数が増加する中、児童相談所において、多様化・複雑化している相談ニーズへの対応や子どもの命を最優先にする迅速な対応を行うには、市町村や県警との連携・情報共有の強化、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」による児童福祉司等の新配置基準等を踏まえた職員の増員、研修の強化・充実により、職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図る必要がある。また、スーパーバイザー、退職警察官及び退職教員を活用することにより、子どもと保護者を引き離すなどの介入についての迅速な判断につなげるとともに、威圧的な保護者らへの対応力の強化を図る必要がある。
- 発達障がい児においては、早期発見、早期支援が重要であることから、3歳児健診後に発達障がいが疑われる子どもに対するフォローや就学前の早期発見のための相談体制の充実が求められる。
- 県立こころの医療センター及び県立こども医療療育センターでは、発達障がいに関する受診希望者の増加により、待機期間が6か月前後と長期化しているため、診療に対応できる医療機関の確保と、診断前からの支援の充実が求められる。
- 平成30年度における県内保育士養成施設の卒業生は、ほとんどが県内出身者であるにもかかわらず、保育施設に就職した者の12.7%が県外に就職している。市部と地方の賃金格差も要因となって、若い保育人材が県外に流出している現状がある。
- 代替教員の不足に対応するため、今後も県内4地区での登録制度や退職教員への積極的なアプローチによる代替教員の確保が重要である。また、退職教員については、教員免許更新が課題になることから、教員免許更新の際の支援等により、退職教員の免許更新を促進する必要がある。
- 公立学校における働き方改革プランを進めていくためには、学校や職員が担うべき業務を明確化・適正化し、業務の削減にしっかりと取り組んでいく必要がある。

(2) 若者が活躍できる環境の整備

<提言>

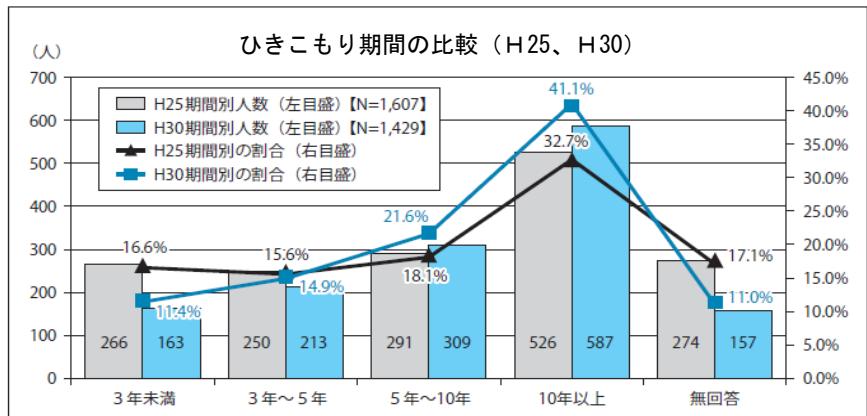
- ① 子どもや若者に国際交流の機会を作り、広い視野と国際的な感覚を持つ人材を育てるため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020」という。）において県内の多くの市町村がホストタウン登録をしていることや、インバウンドの拡大等を踏まえ、子どもたちの持続的な相互交流を図るなど、海外に目を向けさせる取組み等を推進すること。
- ② 失業したことでのひきこもりにつながることから、若者の早期離職を防ぐとともに、就職氷河期世代を含む若者のひきこもり等が長期化しないように、地域若者サポートステーションの県内 4 か所への設置や訪問支援の充実など、関係機関と連携しながら、社会復帰に向けた取組みを一層推進すること。
- ③ 子ども・若者の自殺対策については、SOS の出し方に関する教育を更に推進するとともに、検索連動型広告や SNS 等を活用した相談支援事業の強化を図ること。
- ④ 子どもたちの健康を増進し、地域で様々なスポーツを体験できるよう、総合型地域スポーツクラブなどの環境の充実を図るとともに、地元企業が大会の後援や活動のサポートを行うなど、地域の子ども・若者のスポーツを支えていくための仕組みづくりを検討すること。
- ⑤ 青年リーダーの育成などを通し、学校の枠を超えて取り組む地域青少年ボランティア活動等の地域活動を活性化するとともに、地域の青少年がつながる仕組みづくりを検討すること。
- ⑥ 県内大学等卒業生の県内定着促進のため、山形県若者定着奨学金返還支援事業の対象者を県外出身者まで拡充することを検討すること。

<現状>

- 東京2020において地方公共団体と大会参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、グローバル化や地域の活性化等を推進するため、令和元年10月末時点で、県と14市町が15の国・地域を相手国として、ホストタウンに登録されている。
- 県では、令和元年度から、若者の見聞を広げ、国際意識の醸成を図るため、市町村と連携し、若者（18歳以上30歳未満）のパスポート取得を支援し、海外渡航を後押しする事業を実施している。

- 「困難を有する若者等に関するアンケート調査」（山形県子育て推進部）によると、ひきこもり等の状態にある人は、平成25年の1,607人から30年は1,429人と178人減少しているが、出現率（人口当たりの該当者数）は、0.14%から0.13%とほとんど変化がなく、依然として相当数の人が、ひきこもり等の状態にある。

また、ひきこもり期間が3年以上に及ぶ人が約4分の3を占めており、さらに10年以上に及ぶ人が4割を超えるなど、25年と比較すると、長期に及ぶ人が増えている。



出典：県子育て推進部「ひきこもり支援ガイドブック」

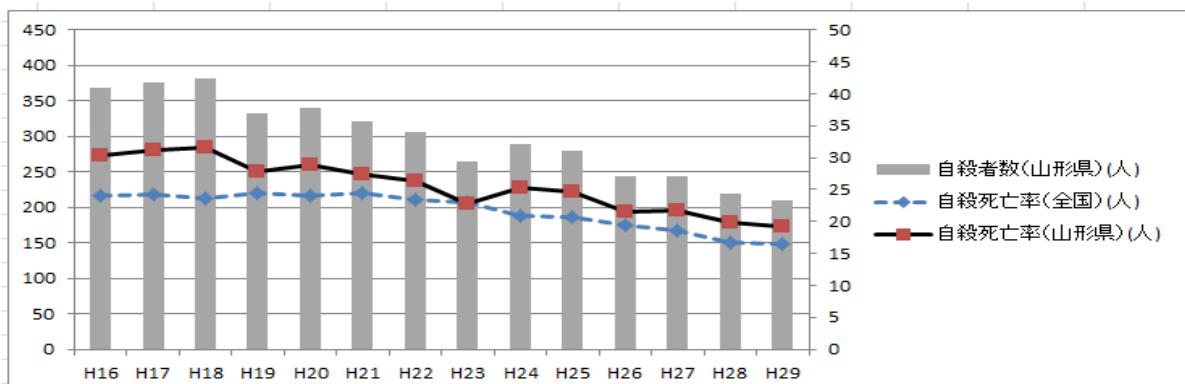
- 県では、精神保健福祉センター内に自立支援センター「巣立ち」を設置し、ひきこもり支援コーディネーターを配置するとともに、各保健所でひきこもりに対する相談を実施している。また、県内4地域6か所に、県と民間団体が協働して若者相談支援拠点を設置し、居場所支援、家族支援、体験活動や学習支援などを行い、更に県内3か所に設置している地域若者サポートステーションでは、就職意欲を引き出し、就職後の職場定着のバックアップを行っている。

- 厚生労働省発表の新規学卒者の離職状況によると、平成28年3月卒業者の3年以内の離職率は、高校卒で39.2%、大学卒で32.0%となっている。また、平成25年若年者雇用実態調査によると、初めて勤務した会社を辞めた理由（3つまでの複数回答）は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が22.2%、「人間関係がよくなかった」が19.6%、「仕事が自分に合わない」が18.8%、「賃金の条件がよくなかった」が18.0%となっている。

- 「平成29年就業構造基本統計調査」（総務省）の推計値では、県内の就職氷河期世代（35歳から44歳）は13万3,400人となっている。そのうち約4,600人が非正規雇用を余儀なくされ、また、1,898人が長期にわたり無業となっている。

- 山形県の平成29年の自殺者数は210人で、前年に比べ10人減少し、18年の381人をピークに減少傾向となっている。また、人口10万人あたりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を見ると、29年は19.2人（全国平均16.4人）で全国7位と、18年のピーク時（31.7人）より減少傾向にあるが、依然として全国平均と比べ高い状況にある。

自殺者数、自殺死亡率の推移



出典：県精神保健福祉センター「平成 29 年 山形県の自殺の現状について」

- 山形県の死亡数を死因別にみると、自殺は11位となるが、10～30歳代で死因の1位、40歳代で2位となっている。

死因別の自殺の状況

年齢階級	第一 位				第二 位				第三 位			
	原 因	死 亡 数 (人)	死 亡 率	割 合 (%)	原 因	死 亡 数 (人)	死 亡 率	割 合 (%)	原 因	死 亡 数 (人)	死 亡 率	割 合 (%)
10歳～19歳	不慮の事故	3	3.0	21.4					悪性新生物	2	2.0	14.3
	自殺	3	3.0	21.4					心疾患	2	2.0	14.3
20歳～29歳	自殺	20	23.8	47.6	悪性新生物	5	6.0	11.9	心疾患	4	4.8	9.5
	悪性新生物	18	15.3	25.0					脳血管疾患	8	6.8	11.1
30歳～39歳	自殺	18	15.3	25.0					心疾患	24	17.4	13.7
	悪性新生物	51	37.1	29.1	自殺	35	25.4	20.0	脳血管疾患	29	20.6	7.9
40歳～49歳	悪性新生物	157	111.8	42.8	心疾患	58	41.3	15.8	心疾患	102	57.4	7.7
	悪性新生物	596	335.3	44.9	心疾患	177	99.6	13.3	脳血管疾患	223	172.8	9.3
50歳～59歳	悪性新生物	949	735.4	39.4	心疾患	323	250.3	13.4	脳血管疾患	1,490	1,157.0	13.7
	悪性新生物	2,191	1,701.4	20.1	心疾患	1,746	1,355.8	16.0	老 衰	1,571	142.6	10.2
総数	悪性新生物	3,970	360.4	25.9	心疾患	2,342	212.6	15.3	脳血管疾患			

※総数の「死亡率」の分母は、年齢不詳の人口を含む。

※死亡率は、人口 10 万人あたり。

※「割合(%)」は、年齢階級別の総死亡における各死因が占める割合

出典：山形県精神保健福祉センター

「平成 29 年 山形県の自殺の現状について」

- 県では、平成 30 年 3 月に「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定し、自殺死亡率を 27 年の 21.7 人から 38 年に 15.0 人以下にする数値目標を定めている。また、子ども・若者の自殺対策については、学校におけるいじめ対策、SOS の出し方に関する教育の推進、社会生活を営む上で困難を有する若者に対する支援等に取り組むこととしている。
- 県内全市町村に 65 の総合型地域スポーツクラブ（平成 30 年：会員数 19,834 人）が設置されており、子どもから大人まで、また高齢者や障がいのある方を含めすべての人が様々なスポーツを楽しむことができる活動の場となっている。
- 子どもにとって、スポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人間形成に重要な役割を果たすものであり、幼児期から運動に親しむことは非常に重要である。

- 県では、平成21年から「山形県スポーツタレント発掘事業（YAMAGATAドリームキッズ）」に取り組み、この事業で選考された子どもたちの意欲を喚起し、適性や発育発達段階を踏まえた育成プログラムを実施している。その結果、在籍した子どもたちのうち11人（令和元年12月現在）が年代別日本代表として国際大会に出場し、2人が優勝するとともに、国民体育大会において3年連続（平成29年～令和元年）で優勝するなど、本県の競技力向上に大きく貢献している。
- 平成30年度の「山形県公立高校生のボランティア活動実態調査」（県教育委員会）によると、高校在学中にボランティア活動を行った生徒は82.7%（学校の活動76.4%、学校の活動以外34.7%）となっている。また、各市町村や地域で運営され、学校の枠を超えて活動しているYYボランティアは、平成30年12月現在、52団体を数え、中高生785名が会員となっている。
- 山形県若者定着奨学金返還支援事業の認定実績については、平成28年～令和元年（4年間）の地方創生枠400人と市町村連携枠379人に、平成28年～30年（3年間）の産業団体等連携枠34人を加えた合計813人（令和元年12月20日現在）が認定されている。
- 平成30年度における県内4年制大学卒業生の県内就職率は29.2%（令和元年5月31日現在）であり、短期大学卒業生を含めても、36.1%にとどまっている。

平成30年度県内の大学卒業者の就職状況

区分	就職者	県内就職者		県外就職者	
			割合		割合
大学（6大学）	1,870	546	29.2%	1,324	70.8%
短大（3短大）	434	286	65.9%	148	34.1%
計	2,304	832	36.1%	1,472	63.9%

出典：県総務部作成資料（令和元年5月31日現在）

（参考）

区分	入学者のうち 県内出身者の割合
大学（6大学）※1	31.6%
短大（3短大）※2	69.1%

※1:27年度入学生 ※2:29年度入学生

出典：県総務部作成資料

＜課題＞

- 平成30年5月1日現在の全国の外国人留学生の数は約30万人に対し、山形県への留学生数は全国45位の293人に留まるなど、外国人と接する機会が少ないとことから、グローバル社会に対応するためには、山形県の子どもや若者の国際交流の機会を増やす必要がある。
- ひきこもり期間が長期に及ぶと、社会復帰がますます困難になるため、早期の社会復帰のための支援が必要であり、県内4地域、6か所の若者相談支援拠点が安定した運営を行い、活動をより充実させるためには、運営者の財政基盤の強化が求められる。また、地域若者サポートステーションを県内4か所に設置するなど、ひきこもり等の人がより相談しやすい体制づくりが必要である。

- 近年、インターネットやSNSの普及により、自殺をほのめかしたり、自殺関連の検索をすることも容易な状況にある。一方、若者は自発的には相談しない傾向があると言われていることを踏まえ、検索連動型広告や若者が相談しやすいようSNS等の活用を図っていく必要がある。
- 小学校低学年のうちから様々な競技を体験することにより、適性の考慮、体力の向上及び人間性を培うことにつながるため、様々な競技を体験できる環境が求められる。一方で、総合型地域スポーツクラブの数に近年大きな変化はないが、住民の求めるニーズの多様化により会員数が伸び悩み、自己財源の確保や人材不足など運営基盤の弱さが課題である。
- 各地を転戦するなど、スポーツのトップレベルで活躍し続けるためには、多額の費用が必要である。アスリートの将来的な県内回帰などを見据え、愛郷心を醸成し、県や市町村だけではなく、地元の中小企業や地域住民とも連携した支援が求められる。
- 高校在学中にボランティア活動を行った生徒の割合は増加傾向にあり、高校生同士の横のつながりは強くなっているが、卒業後の取組みや縦のつながりが弱いことから、世代を超えた地域活動の活性化が求められる。
- 山形県若者定着奨学金返還支援事業は、県内の高等学校等の卒業生が対象であり、県外出身者は対象となっていない。
山形大学入学者の県外出身割合が7割を超えるなど、県内の大学等で学ぶ県外出身者が多いことを踏まえ、より多くの人材が本県に定着するよう取り組む必要がある。

提言2 県民のいのちと暮らしを守る防災減災・県土強靭化対策の推進

(防災減災・県土強靭化対策)

(1) 頻発化・激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策の推進

<提言>

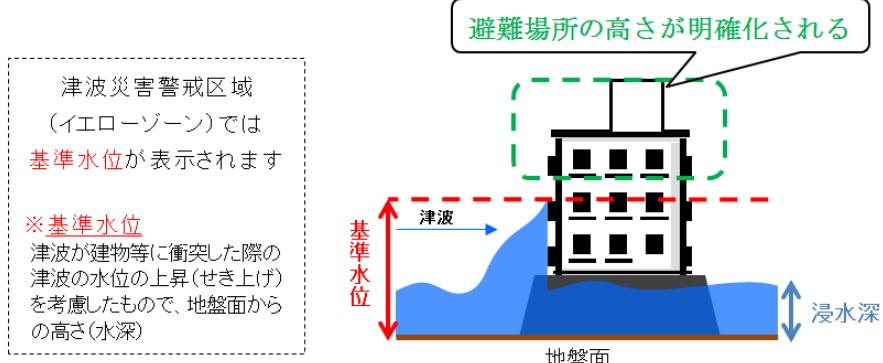
- ① 河川の氾濫等による洪水浸水被害の防止に向けて、河川管理施設等の整備と河川の流下能力の維持・向上を着実に進めるとともに、住民自らの避難行動につながる情報提供の充実を図ること。
- ② 災害時における停電や、道路閉塞による復旧活動阻害の防止に向けた無電柱化を推進するとともに、避難所となる公共施設等への自立・分散型電源の普及・拡大を進めること。
- ③ 地震、津波、洪水など災害種別に応じた安全な避難誘導や災害弱者にも配慮した災害情報の確実な伝達手段の確保に向けて、市町村と連携して取り組むこと。

<現状>

- 近年の気候変動に伴う記録的な集中豪雨が頻発するなか、県は、平成31年3月、概ね10年間の河川・砂防政策の将来像を共有するため「やまがた水害・土砂災害対策中期計画 2019～2028」を策定し、ソフト・ハード対策を一体的、総合的、計画的に推進することにより「犠牲者ゼロ」および「経済損失の軽減」を目指して各種施策を実施していくこととしている。
- 県は、平成30年8月の豪雨において、最上・庄内地域を中心に甚大な被害が発生したことを踏まえ、31年3月、「河川流下能力向上計画」（平成29年3月策定）に新たな選定基準と対策を加えた「河川流下能力向上緊急対策計画」を策定し、堆積土砂・支障木対策、上流部からの土砂流出防止対策を実施し、減災に向けた取組みを進めている。
- 災害の頻発化・激甚化を踏まえ、国は、平成30年に「重要インフラの緊急点検結果」を取りまとめ、特に緊急に実施すべき対策は、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」として3か年（平成30年度～令和2年度）で集中的に実施することとしている。
- 県は、平成30年度中に県管理河川の85か所に危機管理型水位計を設置し、平成31年4月より運用を開始している。また、令和元年度中に危機管理型水位計に対応した河川・砂防情報システムの改良を実施するほか、新たに簡易型河川監視カメラの導入を進めている。

- 近年の災害の激甚化・頻発化等を背景に、国は、平成26年に「無電柱化の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき策定した「無電柱化推進計画」と「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を合わせて3年間（平成30年～令和2年）で約2,400kmの無電柱化を進めることとしている。
- 県においても、電柱の倒壊防止のほか安全な歩行空間、良好な景観の創出に向けて無電柱化を推進し、特に都市災害の防止を目指し緊急輸送道路の無電柱化に重点的に取り組み、平成30年度末の整備延長は64kmとなっている。
- 県は、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくため、それぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入の促進に取り組んでいる。
- 県は、津波被害の防止に向けて、平成31年3月に遊佐町の沿岸部において津波災害警戒区域を指定するとともに、津波から避難するうえでの有効な高さの想定に資する「基準水位」を公表した。加えて、令和元年度より指定市町が実施する避難誘導案内標識設置に対する助成を行っている。

津波災害警戒区域における「基準水位」



出典：県防災くらし安心部作成資料

<課題>

- 平成30年8月の豪雨、令和元年台風第19号による被害など、県内においても頻発化、激甚化する自然災害に対応する遊水地も含めた河川管理施設等の整備、流下能力向上対策を着実に実行していくことが必要である。
- 河川増水時に住民の自発的な避難行動につなげるためには、いつでも、どこでも河川情報にアクセスできるよう、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した情報提供の充実を進めるとともに、スマートフォン等に対応したシステムとするなど、利便性の向上を検討する必要がある。

- 平成30年台風第21号、令和元年台風第15号において、電柱等の倒壊により大規模停電や道路閉塞による復旧活動の阻害が発生したことを踏まえ、特に防災の観点から、市町村と連携して緊急輸送道路を中心とした無電柱化の取組みを推進することが必要である。
- 消防庁の調査によると平成30年6月1日現在において、県内4市町村の災害対策本部となる庁舎に非常用電源が整備されていないことを踏まえ、当該市町村への非常用電源の早期整備を働きかけるとともに、停電時の電源確保に向けて避難所となる公共施設等への自立・分散型電源の普及・拡大を推進する必要がある。
- 令和元年台風第19号において、土砂災害警戒区域内に立地する避難所に土砂が流入する事例が発生しており、県内においても土砂災害警戒区域内等に立地している避難所の検証や災害種別に応じた避難所や避難場所の周知について市町村への働きかけが必要である。
- 災害情報の伝達については、地震や豪雨時には停電、電話の不通等のおそれがあり、また、同報系防災行政無線の屋外スピーカは、豪雨時等に聞こえにくくいという課題があることから、これらを考慮した複数の伝達手段の確保、災害弱者の事情に応じた戸別受信機の貸与など情報伝達の多様化、多重化による確実な伝達体制の整備に向けた市町村への支援を検討する必要がある。
- 津波災害警戒区域の指定を推進し、実効性の高い避難対策として「基準水位」を踏まえたハザードマップの作成等を促進するほか、令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震において浮き彫りになった夜間の発災における避難誘導のあり方などの課題を踏まえ、避難誘導案内標識等の充実を図る必要がある。
- 山形県沖を震源とする地震において、鶴岡市では多数の住宅被害が発生したものの、被災者生活再建支援制度の適用基準に該当せず、県と市が協調して独自で支援を行った。今後、自然災害が発生した場合、同制度による救済が被災者に平等に行われるよう、支給対象の見直しに向けた国への働きかけが必要である。

(2) 重層的な交通ネットワークの形成

<提言>

- ① 災害時のリダンダンシーの確保に向けて、関係自治体と連携し地域高規格道路である新庄酒田道路、石巻新庄道路及び新潟山形南部連絡道路の未事業化区間の早期事業化及び事業中区間の整備促進を図ること。
- ② 冬期の交通障害が多発している国道47号、48号、112号、113号の整備促進に向けては、重要物流道路制度を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定において、物流拠点とのアクセス強化等と関連付けた広域交通ネットワークを検討すること。
- ③ 山形新幹線の安全・安定輸送を確保する抜本的な防災対策として、福島～米沢間のトンネル整備の事業化に向けて、フル規格新幹線サイズのトンネル断面への対応など具体的な整備のあり方や財源スキームについて早期に取りまとめ、東日本旅客鉄道株式会社との協議を積極的に進めること。また、国に対し財政支援を働きかけること。

<現状>

- 県内の高速道路整備は、平成31年4月に東北中央自動車道「南陽高畠IC～山形上山IC」間が開通し、南東北3県の県都が高速道路による環状ネットワークで結ばれたほか、令和2年度までに日本海沿岸東北自動車道「酒田みなとIC～(仮称)遊佐比子IC」間の開通が予定されている。
- 県内の地域高規格道路整備は、平成31年度に国道113号新潟山形南部連絡道路「小国道路」が新規事業化されたほか、令和元年9月に国道47号新庄酒田道路（戸沢～立川）が計画段階評価に着手されている。
- 平成30年の道路法改正により「重要物流道路制度」が創設され、31年4月、供用中の道路について重要物流道路（約3万5千km、うち本県839km）及び代替・補完路（約1万5千km、うち本県357km）が指定された。
- 事業中・計画中区間を含めた新たな重要物流道路については、各地域、都道府県において、それぞれ策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を踏まえて指定されることから、計画の策定に向けた検討が進められている。



出典：「山形県道路中期計画 2028」

- 在来線特急の山形新幹線は、大雨、大雪、強風、野生動物との衝突等による輸送障害が多発しており、その約4割が福島～米沢間に集中していることから、平成29年11月、東日本旅客鉄道株式会社より、同区間の防災対策として、全長約23kmの短絡トンネル整備（事業費1,500億円、フル規格新幹線サイズのトンネル断面とする場合は120億円の追加）に係る調査結果が示された。
- 東日本旅客鉄道株式会社の調査結果を受けて、県は、同社とトンネルの早期事業化に向けた整備のあり方や財源スキーム等について検討を進めており、令和元年7月には、新たに福島県との連携による東日本旅客鉄道株式会社への要望活動を実施したほか、同年11月にも国土交通省への要望活動を実施している。

＜課題＞

- 本県の東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道は平成30年度までに全線事業化され整備が進められている一方、地域高規格道路は全体の供用率が29%、44%が未事業化区間であり、雨や雪による通行規制が多数発生していることから、これらの早期事業化に向けた調査着手と事業中区間の整備促進に向けて、隣県及び沿線市町村と連携して国への働きかけを強めていく必要がある。
- 平成31年1月に国土交通省が取りまとめた「新広域道路交通ビジョンの中間とりまとめ」（東北）においては、災害時における多重性・代替性を確保するネットワークの構築として、太平洋沿岸と日本海側をつなぐ横軸ネットワークの重要性や冬期通行障害時にも機能する代替路の構築が示されており、本県においては、冬期の交通障害が多発している国道47号、48号、112号、113号の早期整備が求められている。
- 山形新幹線の安全・安定輸送を確保するためには、福島～米沢間の新たなトンネル整備が必要であるが、莫大な事業費を要するプロジェクトであり、防災対策としてトンネル整備の事業化に目途をつけるため、フル規格新幹線サイズのトンネル断面への対応など具体的な整備のあり方や財源スキームについて早期に取りまとめ、国に対し財政支援を働きかけることが必要である。

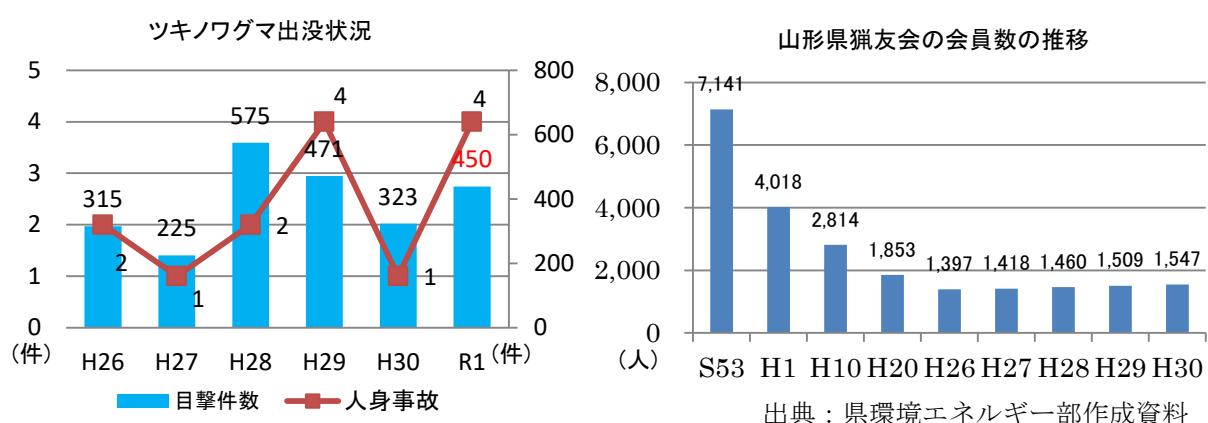
(3) 県民のいのちと暮らしを守る施策の推進

<提言>

- ① クマ、イノシシ等の野生鳥獣による人身被害等を未然に防ぐため、効果的な捕獲に向けた取組みを推進するとともに、大型獣捕獲の担い手となるライフル銃所持者の育成に向けた射撃施設の整備など射撃訓練に係る支援を検討すること。
- ② いわゆる「あおり運転」や高齢運転者の認知機能低下等に伴う危険運転による被害の防止対策を推進するとともに、子どもの交通事故の防止に向けては通学時の安全な歩行空間を確保するため対応を検討すること。
- ③ 特殊詐欺の被害者が多くを占める高齢者に対し、被害の未然防止に向けて、巡回連絡と併せた市町村、地域と連携した普及啓発等の対策を推進すること。

<現状>

- 県内におけるツキノワグマの出没数は近年増加傾向にあり、令和元年の目撃件数が450件と前年(323件)を超えており、人身事故件数は4件と過去5年で最も多い状況となっている。また、平成30年度のイノシシの捕獲件数も1,575頭(前年比1.8倍)と過去最多となっている。
- 県内の野生鳥獣の管理を担う一般社団法人山形県猟友会の会員数は、高齢化等により昭和53年度の7,141人をピークに年々減少し、平成26年度には1,300人台まで落ち込んだが、県の新規狩猟者の確保・育成事業等の取組みにより、27年度以降増加に転じ、30年度は1,547人となっている。



- 令和元年11月1日現在、県内における「あおり運転」による重大事故は発生していないものの、1月～9月までの「あおり運転」に関する110番通報件数は350件と、前年同時期の202件から大きく増加するなど、県民の関心は極めて高くなっている。

- 県内の65歳以上の高齢者率（平成30年10月1日時点）は32.9%（全国6位）、高齢者の免許保有率（平成30年12月末時点）は28.1%（全国8位）と、運転者の高齢化率が高い状態にあるほか、平成30年の交通死亡事故総数に占める高齢者の割合も42.9%と、全国平均の27.8%を上回っている。
- 県は、通学路等の安全確保の推進に向け、平成25年3月に「山形県通学路安全確保対策プログラム」を策定。学校関係者、警察、道路管理者が連携して合同点検を行い、歩道整備や即効性のある安全対策に取り組んだ結果、30年度末で法指定通学路の歩道整備率は78.7%まで向上している。

歩道整備例



※（一）長岡中山線（天童市高擣）

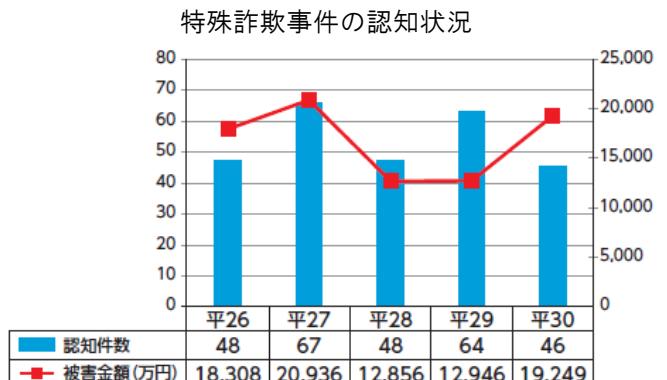
安全対策例（路肩カラーリング）



※（一）万世窪田線（米沢市川井）

出典：「山形県道路中期計画2028」

- 平成30年の県内の特殊詐欺事件の認知件数は、前年と比較して減少したものの、被害金額は増加しており、2019年1月～9月間の高齢者被害は24件、被害金額約1億7千万円と前年の高齢者被害実績（24件、5,700万円）を上回るなど、過去5年間の認知状況に照らしても、特殊詐欺による被害は依然高い水準にある。



出典：県警察「安全・安心やまがた」

<課題>

- 県においては、新規狩猟者の確保・育成事業等の取組みに加え、令和元年度より大型獣捕獲のためのライフル銃購入経費補助事業を創設し、ライフル銃所持者の確保に取り組んでいるが、銃取得後の射撃技術の向上のためには、射撃訓練に係る環境整備が必要である。
- 県内におけるイノシシによる被害は、発生から10年程度しか経っていないことを踏まえ、被害の軽減に向けては、生態や対策についての正しい知識の普及、地域が主体となった対策に加え、「くくりわな」など効果的な捕獲を推進する必要がある。

- 県の道路事情として、山間部の幹線道路（片側1車線の国道等で逃げ場のない道路）が多く、「あおり運転」が発生しやすい環境にあることを踏まえ、「あおり運転」による被害の未然防止に向けて、取締りの徹底、遭遇した場合の対処に関する周知啓発等をさらに推進することが必要である。
- 平成30年中、県内で73名の高齢運転者が運転免許更新時の認知機能検査等の結果免許取消となったほか、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故、死亡事故は高齢運転者が最も多いことから、いわゆる「安全運転サポート車」の普及啓発、運転免許証の自主返納を促すための環境づくり等の高齢運転者対策をさらに推進する必要がある。
- ドライブレコーダーは、県警察において高齢運転者に対する個別指導や「あおり運転」への対応等に活用されており、危険運転の被害防止に向けたさらなる活用を図るとともに、「子どもを守る動く防犯カメラ」としての位置づけも踏まえ、防犯協会等の関係機関に対する働きかけが必要である。
- 歩道の設置には多くの費用と時間を要することから、即効性のある安全対策として路肩のカラーリング等を実施している箇所もあるが、より安全な歩行空間を確保するには、これらの箇所を含めた歩道の計画的な整備など恒久的な安全対策の検討が必要である。
- 県警察においては、特殊詐欺被害防止対策として、平成30年12月から全高齢者世帯を巡回し、「常時留守番電話機能の設定」等の説得活動を実施しているものの、令和元年10月末時点で約4割の世帯が留守番電話設定を行っておらず、対策の更なる浸透に向けては、巡回連絡に加え、出前講座など地域と一体となった取組みを進める必要がある。
- 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、県内における新たな感染症の発生・感染拡大の防止に向けて、国等の動向を注視しながら、県民への迅速な情報提供、必要な注意喚起など関係機関と連携した取組みが必要である。

提言3 交流人口の拡大と人材の育成・確保を通じた産業振興対策の推進

(産業振興・人材活用対策)

(1) 商工業及び農林水産業をはじめとする産業振興の推進

<提言>

- ① 大学関連のベンチャー立ち上げや異業種連携による事業創出を産学官金連携のオール山形で支援し、県内の創業率の向上を図ること。
- ② 将来の起業家の育成のため、高等学校・大学等卒業者の県内定着の促進を図りながら、県内の若者に対する人材育成等の取組みへの支援を引き続き行うこと。
- ③ 県産農林水産物については、SNSの活用、ネーミングやパッケージデザインにこだわった商品開発への支援等により、一層の認知度の向上や販売力の強化に取り組むこと。

<現状>

- 県内の企業数は、平成21年の45,866件から28年においては38,790件と年々減少しており、特に、中小企業の減少率は15.4%となっている。

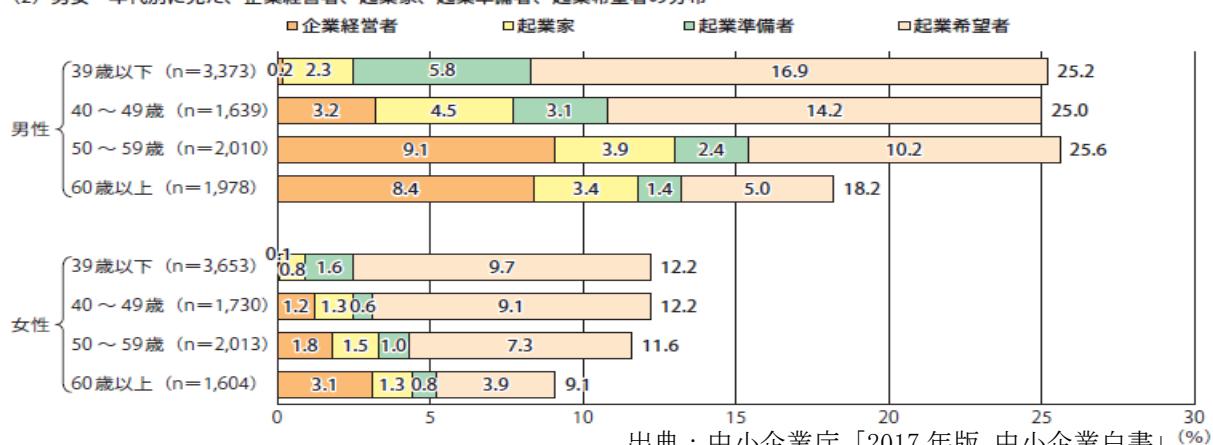
県内の企業数

年	中小企業				大企業		合計	
			うち小規模企業					
企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)	企業数 (件)	構成比 (%)	
H21	45,799	99.9	40,797	88.9	67	0.1	45,866	100.0
H24	42,277	99.9	37,527	88.6	62	0.1	42,339	100.0
H26	40,874	99.8	35,940	87.8	64	0.2	40,938	100.0
H28	38,726	99.8	33,879	87.3	64	0.2	38,790	100.0

出典：中小企業庁「2019年版中小企業白書」

- 男女別・年代別に起業への関心度合いの割合を見ると、起業希望者、起業準備者等の割合は、男女ともに若い年代が高くなっている。また、近年、在学中に起業を希望する学生や具体的に起業準備を行うなど学生の起業への意識が徐々に高まっている。

(2) 男女・年代別に見た、企業経営者、起業家、起業準備者、起業希望者の分布



出典：中小企業庁「2017年版 中小企業白書」

- 大学関連のベンチャー企業の創出については、山形大学における有機エレクトロニクス関連の企業が11社、慶應義塾大学先端生命科学研究所発のバイオ企業が6社となっている。
- 県では、デザインを活用し、農場や集落全体をブランディングすることにより、認知度向上や販売増を図る取組みを支援している。
- 県産農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマークのC I活動と農業県山形の産地イメージにつながる県産農産物等の情報発信に取り組んでいる。また、トップセールスや各種イベントにおいて、消費者等の理解と共感を醸成するコミュニケーションの充実に取り組んでいる。
- 県産農産物については、「つや姫」などの米、さくらんぼ、「ラ・フランス」といった生産量が多い品目を中心として認知度の向上の取組みにより、他産地と差別化が図られている。また、水産物については、「庄内おばこサワラ」、「天然とらふぐ」、「庄内北前ガニ」などのブランド魚種の創出及び高付加価値化に向けた取組みが行われている。

<課題>

- 山形県の新設法人数の法人数全体に占める割合を算出した創業率は、「昭和創業率」2位、「大正創業率」1位、「明治創業率」1位であったが、「平成創業率」は、40.9%で最下位となっている。（東京商工リサーチ調査）
- 県内高等学校の卒業生のうち、大学等進学者の約7割が県外へ進学し、就職者も含め約半数が県外へ転出していること、また、県内4年制大学の卒業生の県内就職率は30.2%に留まるなど、起業を希望する若者が、県内において起業したいと思えるよう関係機関と連携し取り組んでいく必要がある。
- ぶどう、りんご、すいか、えだまめ、そば等の県産農林水産物のブランド価値について、それぞれの品目のターゲットとする消費者や生産・販売量に応じて、戦略的に認知・向上・維持させる必要がある。

(2) 交流人口拡大に向けた取組みの推進

<提言>

- ① 体験型観光などの「コト消費」を行う訪日外国人は、地方部への訪問率が高い状況を踏まえ、格安航空会社による県内初の定期便や仙台空港の国際定期便を活用した観光周遊ルートを構築し、県内へのインバウンド誘客のさらなる拡大を図ること。
- ② 東京 2020 のホストタウン事業等を活用し、大会前からの交流をはじめ、大会後においても相互交流の活発化及び地域振興を図ること。
- ③ 東京 2020 を契機として、本県の様々な観光資源やスポーツ資源の有する価値を最大限に活用し、東北各県と連携を図りながら国内外に向けて一層発信して、交流人口の拡大を図ること。

<現状>

- 平成 30 年の外国人旅行者の県内受入数は、積極的な誘客プロモーションやチャーター便の運航などにより、約 25 万 2 千人と、前年に比べ約 6 万 2 千人増、率にして 132.3% と、過去最高を更新した。特に、チャーター便の運航や各種プロモーションの成果が現れた台湾については、大幅に増加したほか、隣県等と連携した広域周遊プロモーションの成果により、中国やタイの伸び率が高くなっている。

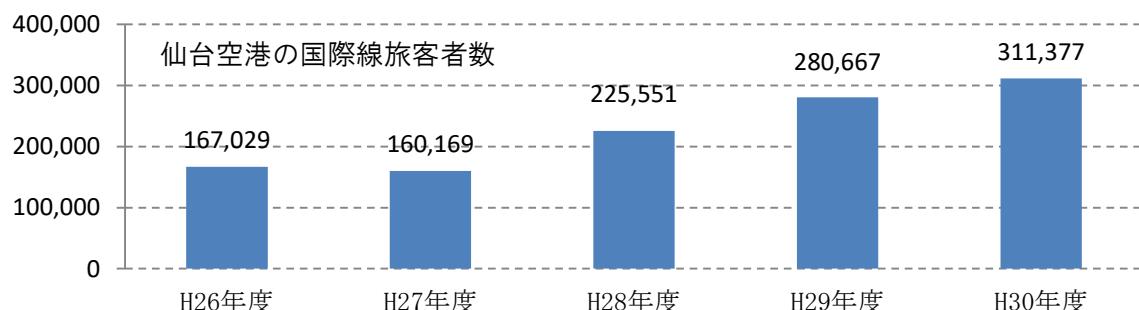
本県の外国人旅行者受入数

(単位:人)

年(1-12月)	うち台湾	うち韓国	うち香港	うち中国	うちタイ
H29	190,639	107,036	17,598	9,238	11,521
H30	252,289	136,565	13,494	12,108	16,422
前年比(H30/H29)	132.3%	127.6%	76.7%	131.1%	142.5%

出典：県観光文化スポーツ部「山形県観光者数調査」

- 本県では、庄内空港と日本最多の国際線を有する成田空港とを結ぶ格安航空会社の定期便が令和元年 8 月から就航している。また、平成 30 年度の国際線旅客者数が 30 万人を超える隣県の仙台空港は、ソウル、北京、上海、台北に、加えて 10 月末にバンコク、さらには 11 月から大連とも結ばれるなど、これまでになく海外との行き来が盛んになってきている。

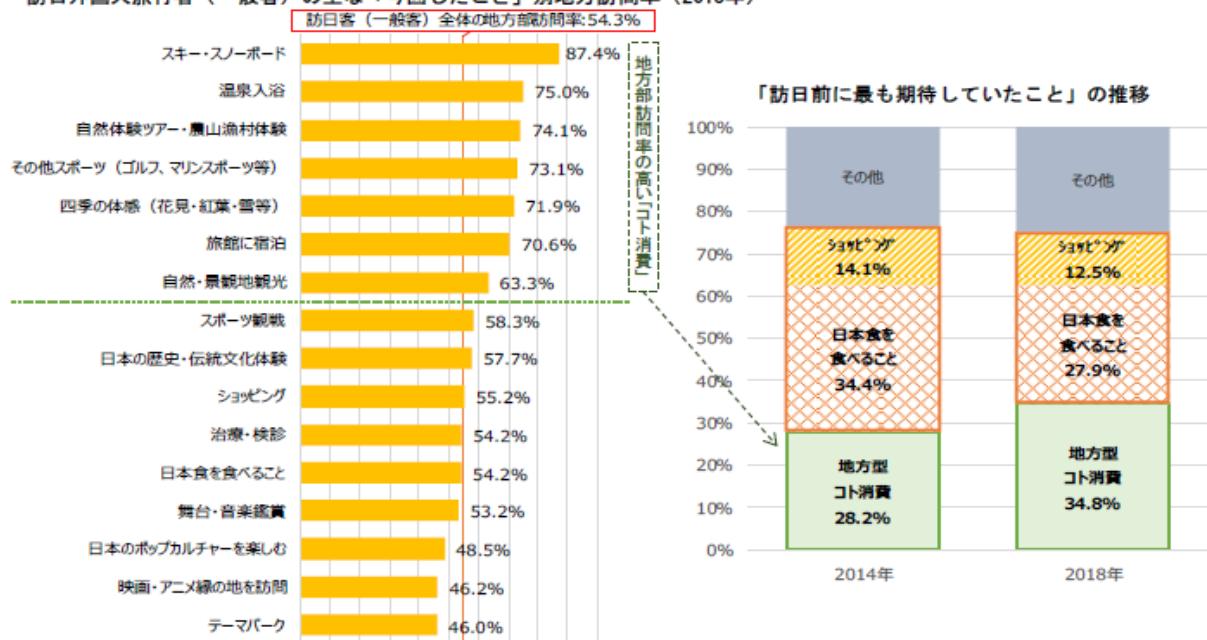


出典：国土交通省「空港管理状況調書」

- 体験型観光など、いわゆる「コト消費」を行う訪日外国人旅行者ほど地方部への訪問率が高くなっている。「スキー・スノーボード」で87.4%、「温泉入浴」で75.0%と、全体の地方部訪問率である54.3%を大きく上回っている。「訪日前に最も期待していたこと」が「地方型コト消費（地方部訪問率が60%を超える「コト消費」）」であった外国人旅行者の割合は、平成26年の28.2%から30年の34.8%へと高まっている。

図表II-7 訪日外国人旅行者による「コト消費」と地方訪問との関係

訪日外国人旅行者（一般客）の主な「今回したこと」別地方訪問率（2018年）



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」に基づき観光庁作成

注1：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは三大都市圏以外の道県をいう。

注2：それぞれの選択肢について、「今回したこと」として選んだ訪日外国人旅行者のうち、地方部を訪問した人の割合。

注3：「今回したこと」として選択した訪日外国人旅行者の地方部訪問率が60%以上となる項目を「地方型コト消費」として分類した。

出典：観光庁「令和元年版観光白書」

- 東京2020の開催に向け、地方公共団体と大会参加国との人的・経済的・文化的相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進するため、令和元年10月末現在、県と14市町が、15の国・地域を相手国としてホストタウンに登録されている。
- 平成29年に、訪日経験者を対象にスポーツ庁が行った「スポーツツーリズムに関する海外マーケティング調査」によれば、調査対象国を問わず、日本で経験してみたい『する』スポーツツーリズムとしては「スノースポーツ・スノーアクティビティ」や「登山・ハイキング」等、『観る』スポーツツーリズムとしては「武道」や「スノースポーツ」等への支持が多かった。

<課題>

- 訪日外国人旅行者の地方部への訪問ニーズが高まる中、県内空港における台湾との国際定期チャーター便の通年運航や、仙台－バンコク便の再開、仙台－台北便の増便等でさらなる増加が見込まれる外国人旅行者について、広域連携による県内への誘客を促進していくことが重要である。
- ホストタウン登録により生じた相手国との縁を一過性のもので終わらせることなく、大会後においても末永く相互交流を深めていくことにより、交流人口を拡大し、地域振興を図っていくことが必要である。
- 本県は、『する』スポーツツーリズムとして、世界の蔵王や月山夏スキーなど、世界に通用するスノースポーツの拠点や、日本百名山六座をはじめとする山岳観光資源を有している。また、『観る』スポーツツーリズムとして、「FISスキージャンプワールドカップレディース」の開催や、欧米をはじめとする外国人に訴求力の高い村山市の居合道などの素材を有している。さらに、Jリーグ及びBリーグのプロスポーツチームが所在し、年間を通じて交流人口の拡大が図られるスポーツツーリズムの素材を提供しているが、今後は、こうした本県のスポーツ資源の有する価値を国内外に向けて一層発信していく必要がある。

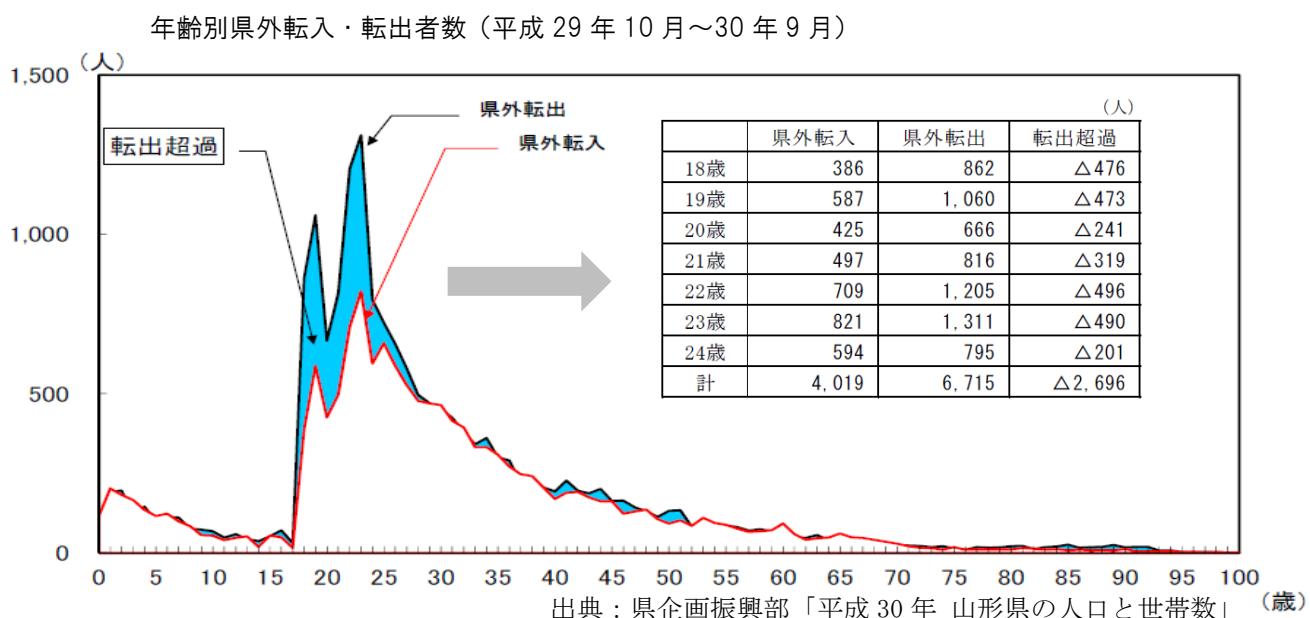
(3) 産業人材の育成と確保に関する取組みの推進

<提言>

- ① 新規学卒者の県内定着や早期離職の実態を踏まえ、小中学生に対して地元企業の魅力を伝える職場体験・見学や講演会の実施など、キャリア教育をより一層充実させること。また、高校生に対して現場実習やそれぞれの職業に従事する上で必要な知識・能力等を習得するための職業教育をより一層充実させること。
- ② 地域建設業における高齢化及び担い手不足に対応するため、働き方改革を推進するとともに、設計労務単価の地域間格差解消や施工時期の平準化を図ること。また、若手大工育成支援プログラムの制度を拡充し、雇用主に対する新たな補助制度を創設するなど、大工技能者等の新規入職の増加及び離職防止対策の拡充を図ること。
- ③ 県内の産業別・業種別の外国人労働者の実態を把握するとともに、外国人総合相談ワンストップセンターにおける相談内容や事業所側のニーズを踏まえ、適切に対応すること。

<現状>

- 県外転入、転出の状況を年齢別にみると、高等学校や大学等の卒業や就職を迎える若者の転出超過が目立ち、平成29年10月から30年9月までの18歳から24歳までの転出超過数は2,696人となっている。



- 平成31年3月における県内高等学校の卒業生の進路は、大学等進学者の69.2%、専修学校等進学者の61.1%が県外に進学するなど、高等学校卒業生全体では、52.0%と半数以上が県外へ転出している。

県内の高等学校(全日制課程・定時制課程)卒業生の進路(平成31年3月)

(単位:人)

区分	人数	うち県内	うち県外
大学等進学者(大学、短期大学等)	4,390(44.6%)	1,352(30.8%)	3,038(69.2%)
専修学校等進学者(専修学校、公共職業能力開発施設等)	2,361(24.0%)	919(38.9%)	1,442(61.1%)
就職者	2,934(30.0%)	2,291(78.1%)	643(21.9%)
その他	164(1.7%)		
計	9,849	4,562(46.3%)	5,123(52.0%)

出典：県企画振興部「令和元年度 学校基本調査山形県結果速報」

- 平成25年若年者雇用実態調査によると、初めて勤務した会社を辞めた主な理由は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」、「人間関係がよくなかった」、「仕事が自分に合わない」、「賃金の条件がよくなかった」となっている。
- 県では、本県の将来を担う人材を育成し、県内定着を促進するため、県立高等学校の農業・水産・工業に関する学科の生徒に対する中長期インターンシップの実施や、各分野のスペシャリストによる講話等を実施している。
また、発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒に対しては、外部カウンセラーの派遣による支援や、校内での支援体制を整備するため、教員を特別支援教育コーディネーターに指名し、さらに特別支援教育支援員を配置している。
- 寒河江市では、令和元年度から、早くから地元への愛着を育むことを目的として、小中学校において、「さがえっこライフデザイン事業」を実施している。受講した児童・生徒からは、「将来は県内で仕事をしたい」、「都会より地元の方が落ち着いて仕事ができそう」などの感想が寄せられている。

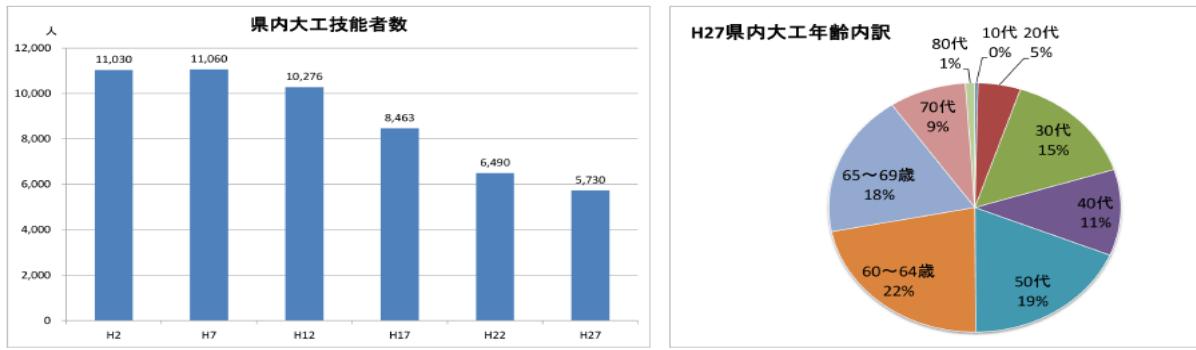
- 県では、建設業従事者の高齢化及び担い手不足が課題となっている現状を踏まえ、建設業における技能労働者の確保・育成に向けた専門工事組合等の取組みに対して支援を行っている。



- 平成31年度の山形県の公共工事設計労務単価(主要12職種平均)は、隣接県及び首都圏との格差が大きいことから、建設業に携わる労働者の流出が懸念されている。

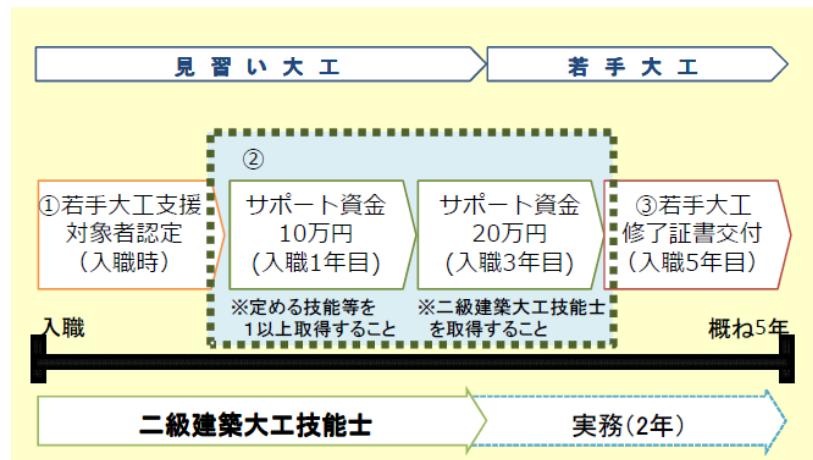
宮城県：23,425円
首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)：21,919円
山形県：20,983円

- 山形県内の住宅建設市場規模は、今後もほぼ横ばいで推移すると見込まれるもの、入職者が少ないとから、大工技能者数は平成7年の11,060人をピークに、27年までの20年間で約半数まで減少し、さらには60歳以上が約5割と高齢化が著しくなっている。



出典：「国勢調査」

- 県では、新規入職者の増加及び入職した大工技能者の離職防止を図るため、大工・工務店に新規入職した若手大工技能者を対象として、「山形県若手大工育成支援プログラム」を実施し、技能習得の支援を行っている。



出典：県県土整備部作成資料

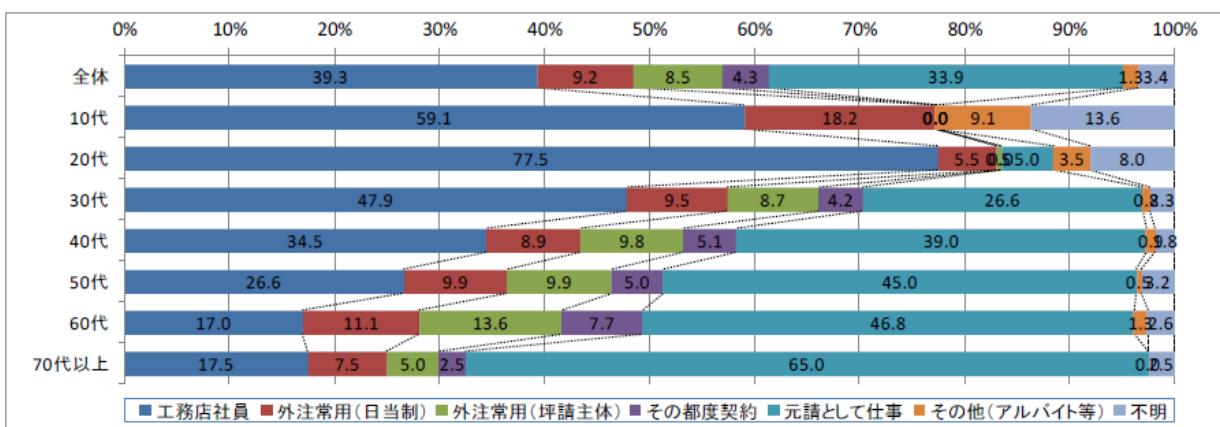
- 山形県内における外国人労働者数は、令和元年10月末時点で4,496人（前年同期比19.8%増）であり、国籍別にみるとベトナムが36.7%、次いで中国が26.2%、フィリピンが11.3%となっている。事業所数は同時期で925か所（前年同期比7.3%増）であり、産業別にみると「製造業」が37.6%、次いで「建設業」が9.4%、「宿泊業・飲食サービス業」が9.1%、「卸売業、小売業」が8.6%となっている。（厚生労働省山形労働局発表）

- 平成31年4月に設置した外国人総合相談ワンストップセンターでの相談件数は12月末で363件となっている。

<課題>

- 県では、小学4年生及び中学2年生向けの参考資料として、「やまがたものづくりガイドブック」を作成し、地元のものづくりや企業の魅力について紹介しているが、早期離職を防止する上でも、子どもたちの進路選択に生かされるよう、一層のキャリア教育の充実が求められる。

- 本県の将来を担う人材を育成するため、今後も、高等学校等における地域の企業・関係団体と連携した職場体験やインターンシップ等を推進するとともに計画的・系統的なキャリア教育の推進が求められる。
- 地域建設業における担い手確保の観点から、働き方改革を推進するとともに、公共工事設計労務単価については、隣接県及び首都圏との格差を是正する必要がある。
- 山形県若手大工育成支援プログラムにおいて交付されるサポート資金は、入職1年目10万円、3年目20万円であり、大工技能者を確保するためには、サポート資金の増額など、制度の一層の拡充が求められる。
- 大工技能者のうち、20代の77.5%、10代の59.1%が工務店社員であり、若年者ほど企業に社員として雇用されていることから、大工技能者の育成を進める上では、雇用主である企業を支援していくことも必要である。



出典：「平成30年度 大工・職人の実態に関するアンケート調査報告書」
(一社)木を活かす建築推進協議会

- 外国人労働者や外国人労働者を雇用する事業所については、今後も増加が見込まれ、日本語未習熟によるコミュニケーション不足や生活習慣の違い等によって相談内容も多岐にわたることが想定されることから、相談内容や事業所の外国人材雇用に対するニーズを把握し、適切に対応する必要がある。